

違反行為に対する指導方法等

違反項目	水道法根拠条文	水道法関係法令条文	違反行為	違反点数	指導方法等
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号 第1項第2号 第1項第3号イ 第1項第3号ロ 第1項第3号ハ 第1項第3号ニ 第1項第3号ホ	施行規則第21条 施行規則第20条 1 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置かないとき。 2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 3 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。 4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。 5 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 6 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 7 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ②道路占用・掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 ⑤研修機会の確保をしなかったとき。 ⑥管理者の承認を受けずに工事を施行したとき、工事完成後に管理者の検査を受けなかったときその他の違反行為を行ったとき。	10点 10点 10点 10点 10点 10点 2点 (悪質な場合は10点) 2点 (悪質な場合は9点) 7点以下 9点以下 2点 2点 (悪質な場合は9点)	「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。従わない場合は、点数を付加する。 厚生労働省令で定める機械器具を所持するよう指導する。従わない場合は、点数を付加する。 指定業者が個人の場合は、「廃止届」を提出するよう指導する。指定業者が法人の場合は、欠格条項に該当する役員を他の者に変更した場合は処分しない。 「廃止届」を提出するよう指導する。 一律に指定を取り消す。 一律に指定を取り消す。 是正するよう指導したうえで、点数を付加する。従わない場合は、悪質な場合として点数を付加する。 速やかに工事を中断し、許可が下りるまで工事を施工しないように指導したうえで、点数を付加する。従わない場合は、悪質な場合として点数を付加する。 怠った安全管理の程度、死傷の程度によって点数を決定する。 怠った安全管理の程度、死傷・被害の程度によって点数を決定する。 指導し、従わない場合は点数を付加する。 速やかに承認又は検査を受けるように指導したうえで、点数を付加する。従わない場合は悪質な場合として点数を付加する。
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項 第1項 第2項 第1項	施行規則第21条 第1項 第2項 1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	10点 7点	「選任届」又は「解任届」を提出するよう指導し、従わない場合は、点数を付加する。 給水装置工事主任技術者の兼任を解き、解任届を提出するよう指導する。従わない場合は、点数を付加する。
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則第34条 ・第35条 1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。 2 休止届、廃止届若しくは再開届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	2点 (虚偽の場合は10点) 2点 (虚偽の場合は10点)	「変更届」を提出するよう指導し、従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は、点数を付加する。 「休止届」「廃止届」「再開届」を提出するよう指導し、従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は点数を付加する。
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8 第1号 第2号 第3号 第5号イ 第5号ロ 第6号	施行規則第36条 第1号 第2号 第3号 第5号イ 第5号ロ 第6号 1 給水装置工事ごとに、給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。 3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。 4 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第6条:給水装置の構造及び材質の基準) 5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 6 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	1点 2点 2点 (悪質な場合は9点) 2点 (悪質な場合は9点) 2点 (悪質な場合は7点) 2点 (悪質な場合は7点)	工事申し込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入するよう指導する。従わない場合は、受理しないとともに点数を付加する。 技能を有する者は、公的な資格、民間の資格、あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより判断し、点数を付加する。 適合するよう工事のやり直しを指示したうえで、点数を付加する。従わない場合は、悪質な場合として点数を付加する。 基準に適合するよう工事のやり直しを指示したうえで、点数を付加する。従わない場合は、悪質な場合として点数を付加する。 適正な機械器具を備え付けるように指導し、改善後点数を付加する。従わない場合は悪質な場合として点数を付加する。 工事記録の作成又は3年間の保存を指導したうえで、点数を付加する。従わない場合は悪質な場合として点数を付加する。
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号 第1項第6号 第1項第7号	第25条の9	1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。 2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	2点 2点 (虚偽の場合は10点) 2点 (悪質な場合は9点)	指導し、従わない場合は点数を付加する。 指導し、従わない場合、又は虚偽の報告・資料の提出をした場合は、点数を付加する。 水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示したうえで点数を付加する。従わない場合は、悪質な場合として点数を付加する。
不正申請	第25条の11 第1項第8号		不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき。	10点	事実が判明したら、速やかに点数を付加する。